

山部と山守部

松尾 光

一、研究史の整理

古代には、山部・山守部という氏族が見られる。もとより、山に關する部民とそれを束ねる氏族に違いはない。それはどのような職掌の氏族で、また名が違うのであれば付託された職能にそれなりの差があつたろうがそれは何か。本稿では、とくにその本来的・初原的な差異を明きらかにしていきたい。

氏族研究に不拔の業績をあげられた太田亮氏は、『姓氏家系大辞典』山部項に、

太古以来の大氏族、否氏族と云ふよりは寧ろ種族と云ふ方、穩当ならんか。されど此の部は早く散乱して、諸豪族私有の民となりて、其の名の下に隠れしもの多く、猶ほ品部として残りし山部も、早く統一を失ひ、加ふるに桓武天皇の御名を避け奉りて、其の称呼中絶せしかば、これを研究する事甚だ難し。……伴部としての山部は職業部の一と見るべく、主として山獵を業とせしものと考へられ、海部の漁業を職とするに對す。神代記紀に大山津見神と大海（綿）津見神とあり。津見は積にて、原始的カバネに外ならざれば、大山津見神とは山部の長の神なる

意にて、大海津見神とは海部の長なる神の意也。即ち此の二部民の崇拜せし神にして、二部民を代表し給ふ者と見るべし。よりて前者には、底津海祇、中津海祇、上津神祇を数へ、後者には、中山祇、麓山祇、鞍山祇等、八山津見神あり。共に族神の多きを伝へたるは、此の二つの部民の多かりしを語るものと見るべく、殊に此の二神族の活動が我が神代史上に在りて、特に異彩をはなち、共に皇室の外戚たるは、太古、此の二つの部が大勢力を有せし反映にあらずして何ぞ。猶ほかの海幸・山幸の神話の如きも、此の二部民の争鬪を神話化せしにあらざるかとの説あり。

とその語義を解説され、その形成について、その後、古事記応神段に「此の御世、海部、山部、山守部、伊勢部を定め賜ふ也」と見ゆるは、従来山部の民、海部の民の未だ部団体を形成せざりしを、初めて組織的に品部と定め給ひしものと見るべく、海部、伊勢部（磯部）は綿積族を以つて、山部、山守部は山祇族を以つて形成せられしならん。而して皇子大山守命をして山部を率ゐしめ給ふ。即ち応神紀四十年条に「菟道稚郎子を立て、嗣と為し給ひ、即日、大山守命を任じて、山川林野を掌らしむ」と見ゆ。よりて此の皇子の御名大山守とは斯く山部、山守部を率ゐ給ひしよりの尊称なるや明かならんか。

とされた。さらにそののちの管理については、

猶ほ仁徳即位前紀に「倭の屯田、及び屯倉が山守の地か、否かにつきて争ある」を載せたり。よつて山部には広大なる地の附随せしを窺ふべし。次いで仁徳段に「將軍山部連大楯」とあるは、大山守命の薨後、山部を掌りし人ならんか。而かも此の人、罪ありて誅され、其の後、吉備上道臣の管理せし処となりしにや。清寧即位前紀に「天皇、即ち使を遣はし、上道臣等を噴讓して、其の領する所の山部を奪ひ給ふ」と見え、次の顕宗朝に至り、来目部小楯が大功を賞して、此の部の総領的伴造となし、以つて山部連姓を賜ふ。

とし、大山守命↓山部連大楯↓吉備上道臣↓来目部連小楯へと管理が変遷したものと見られた。

一方で、山守部については、

職業部の一にして、応神紀五年条に「諸国に令して、海人及び山守部を定む」と載せ、古事記応神段に「此の御世、海部、山部、山守部、伊勢部を定め賜ふ也」と見ゆれど、山部と山守部の差異詳かならず。蓋し山部とは本来種族名にして、山守部は山を守らしむる為に設けたる職業部ならんか。和銅三年二月紀に「初めて守山戸を充て、諸山の木を伐るを禁ぜしむ」とある守山部は、即ち古の山守部と同様の者と思はる。

と記されている。

「山部と山守部の差異詳かならず」とされているのでそれ以上おうこともできないが、山部は「職業部の一と見るべく、主として山部を業とせしもの」といわれる一方で、種族名と見るのが穏当だとされる。そして山部を種族と見たときは、山守部は職業的な部民であつて、山守部は守山戸と同じように「諸山の木の伐」採を制禦し管理するもの、と考えられたようである。

この困惑したような文を作られた真意は、もはや定かでない。おそらく太田氏は『古事記』『日本書紀』に書かれていることをそのままに受け取り、神武天皇以来、日本国中がくまなく大和王権のもとに支配されていたと考えていた。そこで山部・海部は部民という組織的なものでなく、山の民・海の民というレベル、生業によつて弁別される種族のようなものと捉えられた。そうなると山部は漁業はほとんど全国的な人民の生業であるから、かれらの戴いている神は巨大であり、『古事記』『日本書紀』の神話に当然おおく反映する。その一部が隼人神話であり、山積族としての話が彼らの口を借りて語られていった。応神朝にそうした山の民をあらためて部民とすることとなつて山積族は山部として全国に設置されたが、天皇の支配力がやや衰えたために「早く統一を失ひ」、中央豪族や地方国造たちによつて分割支配されてしまった。そこで、山部としての実態はほとんどなくなつたといつてよい。山守部はそうしたほんらい全国民をさすような意味の山部とは別もので、山を守るために設定

された職業部と考えられる。おおむねこういった理解をされたのではないか、と思う。

そのうち井上光貞（一）氏が海部・山部を海の幸・山の幸の貢納民と位置づけられ、以後の『国史大辞典』『日本古代氏族人名辞典』などもおおむねそれにしたがっている。それらのなかでもっともくわしく解説してあるのが、『古事記』（日本思想大系本）の補注（中巻二五二）である。

海部については、

海部 漁撈・航海に従事し、海産物を貢納する部。……海部の地方伴造として連・直・臣・公・首などの姓を称する氏族があり、海部は尾張（海連）・参河（海直）・遠江（海部首）・若狭・越前（海直）・丹後（海部直）・但馬（但馬海直）・因幡（海部直）・出雲（海臣・海部首）・隠岐（海部直）・播磨（海直）・備前（海部直）・備中（海部首）・長門・紀伊（海部直）・阿波（海直）・讃岐・豊前・豊後（海部公・海部直）・肥前（海部直）などの諸国に設置されていたことが海・海部氏の分布から知られる（カッコ内の氏姓名は伴造氏族名）。以上は海・海部氏の分布によって海部が設置されたと推定できる国名をあげたが、和名抄には伊勢国河曲郡海部郷・尾張国海部郡海部郷・上総国市原郡海部郷・信濃国小県郡海部郷・越前国坂井郡海部郷・丹後国熊野郡海部郷・隠岐国海部郡海部郷・安芸

国佐伯郡海郷・紀伊国海部郡・阿波国那賀郡海部郷・讃岐国山田郡海郷・土左国長岡郡海部郷・筑前国怡土郡海部郷・筑前国那珂郡海部郷・筑前国宗像郡海部郷・豊後国海部郡の郡郷名を載せ、海・海部氏の分布とほぼ一致する。氏姓名の分布が史料にみえない伊勢・上総・信濃・安芸・土左・筑前にも海部の設置があつたことは確実。越前の海直については↓補三「角鹿ノ海直」。海部が軍事にも動員されたことは、雄略紀七年是歳条（中略）の所伝や、丹波国造海部直等氏之本記、難波根子建振熊命の（中略）伝承によつてうかがえる。

とあり、伊勢部については、

伊勢部 磯部と同じか。漁撈、航海に従事し、海産物を貢納する海部と同類。磯部は石部とも表記し、伊勢をはじめ伊賀・志摩・尾張・参河・遠江・駿河・相模・下総・常陸・近江・美濃・信濃・上野・越前・越中・越後・丹波・丹後・但馬・隠岐・播磨などに設置。寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍にみえる伊西部小町女・伊西部是刀自女らの伊西部は伊勢部であろう。

とする。一方で、山部・山守部については、

山部 山林の産物を貢納する部。応神紀五年八月条に「令諸国、定海人及山守部」とあつて、山部を定めたことのみえない。山部の管掌氏族は山部連。山部連氏の祖先伝承上の人物としては、仁徳記に山部大楯連、清寧記に山部連小楯がみえる。……山部

の地方伴造として公(君)・直・首などの姓を称する氏族がおり、山部は大和(山君)・和泉(山公・山直)・摂津(山直・山首)・遠江・近江(山君)・上野・越前(山君)・出雲(山部直)・播磨(山直)・豊後などの諸国に設置されていたことが山・山部氏の分布から知られる(カッコ内の氏姓名は伴造氏族名)。

山守部 山林を管理する部。応神紀五年八月条にも山守部を定めたことがみえる。記伝は山部と山守部を併記するのは誤りで両者は同一であるとするが、後に山守連・山守部を氏姓とする氏族がいるので、山部とならんで山守部が存在していたことは確実。ただし山部の伴造氏族は山守部をも管掌していたことは、前項「山部」の補注に掲げた顕宗紀元年四月条(中略)の所伝や、同紀元年五月条の(中略)伝説、さらに播磨風土記、宍粟郡安師里条(中略)説話から察知できる。山守部の中央での管掌氏族は山部連であつたらしく、地方の伴造氏族には連・首の姓を称する者がおり、山守部は和泉(和山守首)・摂津・越前・伯耆(山守連)・備前・備中などの諸国に設置されていたことが山守部氏の分布から知られる(カッコ内の氏姓名は伴造氏族名)。

とされている。

海部・山部などの氏族・部民構成などの概略はこれによって掴め

るし、考えるべき史料もここにはほぼ網羅されている。にも拘わらず、こうした理解にはおおきな問題がある。

そのもっとも重要なことは、氏族の職掌が是認できないことであろう。山部が「山林の産物を貢納する部」であつて、海部が「漁撈・航海に従事し、海産物を貢納する部」であるとしている。それはその部民としての名からすればいかにも穏当に聞こえるが、山林の産物や海産物を貢納するのならばほかの部民でもしている。

たとえば『日本書紀』(日本古典文学大系本) 仁徳天皇二十八年七月条には、

天皇與皇后、居高台而避暑。時每夜、自菟餓野、有聞鹿鳴。其声寥亮而悲之。共起可怜之情。及月盡、以鹿鳴不聆。爰天皇語皇后曰、当是夕、而鹿不鳴。其何由焉。明日、猪名県佐伯部献菟。天皇令膳夫以問曰、其菟何物也。对言、牡鹿也。問之、何処鹿也。曰、菟餓野。時天皇以為、是菟首者、必其鳴鹿也。因語皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿声而慰之。今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即当鳴鹿。其人雖不知朕之愛、以適逢猶獲、猶不得已而有恨。故佐伯部不欲近於皇居。乃令有司、移郷于安芸淳田。此今淳田佐伯部之祖也。俗曰、昔有一人、往菟餓、宿于野中。時二鹿臥傍。将及鷄鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之覆吾身。是何祥焉。牝鹿答曰、汝之出行、必為人見射而死。即以白塩塗其身、如霜素之応也。時宿人心裏異之。未及昧爽、

有獵人、以射牡鹿而殺。是以、時人諺曰、鳴牡鹿矣、隨相夢也。とある。摂津の猪名県にいた佐伯部が菟餓野にいた牡鹿を捕獲し、それを調理して大王の食膳に供した。しかしそれは、大王が夜ごと聞いてあわれに思っていた鹿鳴の主であった。その鹿を調理してしまった罪によりその佐伯部たちは安芸に流され、淳田佐伯部之祖となったという。ここでは佐伯部が狩猟にあたって、山からの食料を調達している。

『播磨国風土記』（日本古典文学大系本）賀毛郡条には、

品太天皇、巡行之時、此鴨発飛、居於條布井樹。此時、天皇、問云、何鳥哉。阿從當麻品遲部君前玉、答曰、住於川鴨。勅令射時、発一矢中二鳥。即負矢、従山岑飛越之処者、号鴨坂。落斃之処者、仍号鴨谷。煮羹之処者、号煮坂。下鴨里、有碓居谷箕谷酒屋谷。昔大汝命、造碓稻春之処者、号碓居谷、箕置之処者、号箕谷、造酒屋之処者、号酒屋谷。

とある。狩猟を大王から命ぜられたというやや特殊な設定ではあるが、鴨を射止める任務に従事しているのは當麻品遲部君前玉という子代部・名代部（垂仁天皇の皇子・本牟智和氣命の名にちなむ部民）の統括者である。

『日本書紀』雄略天皇二年十月丙子条に、

幸御馬瀬。命虞人縦獵。凌重獻赴長莽。未及移影、獮什七八。每獵大獲。鳥獸將盡。遂旋憩乎林泉。相羊乎藪沢、息行夫展車

馬。問群臣曰、獵場之樂、使膳夫割鮮。何與自割。群臣忽莫能對。於是、天皇大怒、拔刀斬御者大津馬飼。是日、車駕至吉野宮。国内居民、咸皆振怖。由是、皇太后與皇后、聞之大懼。使倭采女日媛奉酒迎進。天皇見采女面貌端麗、形容温雅、乃和顔悦色曰、朕豈不欲觀汝妍咲、乃相携手、入於後宮。語皇太后曰、今日遊獵、大獲禽獸。欲與群臣割鮮野饗、歷問群臣、莫能有對。故朕嗔焉。皇太后知斯詔情、奉慰天皇曰、群臣不悟陛下因遊獵場、置采人部、降問群臣。々々嘿然、理。且難對。今貢未晚。以我為初。膳臣長野、能作采膾。願以此貢。天皇跪礼而受曰、善哉。鄙人所云、貴相知心、此之謂也。皇太后觀天皇悅、歡喜盈懷。更欲貢人曰、我之厨人菟田御戸部真鋒田高天、以此二人、請將加貢、為采人部。自茲以後、大倭国造吾子籠宿祿、貢狹穗子鳥別、為采人部。臣連伴造国造又隨統貢。とある。ここにみえる采人部が肉膾の調理人にすぎないのならば、山部の職務内容とは何も重ならない。もつともそれだけならば、膳部臣氏↓膳部の職務内容（調理メニュー）の多様性を増せばよいことであって、それだけのためにあらたに部民をおく必要があるとも思えない。そこで采人部が調理・供進はもとより、さかのぼって食肉の管理・調達までするということであるのならば、部民を設定するだけの意味があるとも思える。しかしそうなると、こんどは想定される山部の職務とまともに競合してしまう。

また海部についても、そうである。『万葉集』（日本古典文学全集本）

の筑前国志賀白水郎歌十首（卷十六一三八六〇〜九）の左注には、

右、以神龜年中、大宰府差筑前国宗像郡之百姓宗形部津麻呂、

宛対馬送粮船舵師也。于時津麻呂詣於滓屋郡志賀村白水郎荒雄

之許語曰、僕有小事、若疑不許歟。荒雄答曰、走雖異郡、同船

日久、志篤兄弟、在於殉死、豈復辭哉。津麻呂曰、府官差僕宛

対馬送粮船舵師、容齒衰老、不堪海路。故来祇候、願垂相替矣。

於是荒雄許諾、遂從彼事。自肥前国松浦県美祢良久埼発船、直

射対馬渡海。登時忽天暗冥、暴風交雨、竟無順風、沈没海中焉。

因斯、妻子等不勝憤慕、裁作此歌。

とある。宗像郡在住の宗形部津麻呂は、松浦郡から対馬あてに糧を

送る船の舵師を大宰府より命ぜられた。しかし年齢による衰弱のた

め、この仕事を滓屋郡の海人（白水郎）・荒雄に依頼したという。

部民制が崩れている神龜年間の話ではあるが、話のようすから察す

ると津麻呂が航海・運輸に従事しているのは古くからのようだ。し

かも大宰府は海人を生業とする人たちがいるのにあえて津麻呂に頼

みにいき、津麻呂がほんらいの海人に頼みにいくところがお

もしろい。それはともあれこれ一つとっても、海部は航海について

官庁の需要を独占していたといえなくなつた。ほかの部姓の人たち

も、こうしたことに従事していたのである。

『日本書紀』景行天皇五十三年十月条にも、

至上総国、従海路渡淡水門。是時、聞覚賀鳥之声。欲見其鳥形、

尋而出海中。仍得白蛤。於是、膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以蒲為手

緹、白蛤為膾而進之。故美六鴈臣之功、而賜膳大伴部。

とある。ここで白蛤を調達したのは磐鹿六鴈で、膳部の遠祖となつ

たという。彼には膳大伴部がつけられたとあるが、膳海部という名

ではなかつた。海部でなくとも、食材の調達は独自にしている。

山部・海部という部民名からまずいちばんに思い浮かぶ職務内容

は、山海の珍珠とはいわななくても、山・海の産物を貢納する職業

部として何も不自然でない。しかしこうした素朴でしかも普遍的な

職務内容を想定したのでは、多くの部民の職掌と重なってしまう。

そこで山尾幸久⁽²⁾氏は吉備山部だけに限定されたが、小林昌二⁽³⁾氏は

さらに従来の山部の觀念から發展・特定させ、山部を本質的に鉄生

産の職能集団と捉え直した。

すなわち大和王権が近畿地域周辺の支配・統合をつよく推し進め

ていくにさいし、鉄器文化の導入がおおきな要素となつた。鉄器を

朝鮮半島などから輸入することも一つの方途だったが、五世紀後半

以降は国内で作り出して大和王権の管理・統制下に生産する体制が

作られていた。山部を全国に設定していくにさいしては、とくに大

和王権の政權地盤である大和・近江に濃密に配するとともに、砂鉄

を豊かに産出する吉備を中心として中国地方にまんべんなく置いた。

そして山野を管理する山部に、砂鉄を数多く集めさせた。集められ

た砂鉄は、山部とほぼ同じ地域に配されている韓鍛冶部に渡される。韓鍛冶部は製鉄作業を担当し、それをすぐれた鉄器へと加工していった。すなわち具体的には鍛造の鉄製武器・武具へと加工し、大和王権にはかの豪族を圧倒するような強力な戦闘能力・軍事力をもたらすことになる、というわけである。

しかしこうした理解にも、また疑問がある。

森田喜久男氏はこの仮説を魅力的としながらも、「山部が鉄生産に関わっていたとしても、山部の職掌をそのみに限定できるであろうか。また律令制下に入り、韓鍛冶部は宮内省に管掌される鍛冶司として残ったのに、山部は官司として残っていないという点をどう考えたらいいか⁴⁾」とされて、率直な疑問を投げかけられている。

たしかに山部と韓鍛冶部とは分布が重なるといわれるが、同一郡内に両者が併存していない。山尾氏は「五世紀半ごろ、吉備『山部』の前身集団による『吉備の鉄』の原料生産、播磨加古川流域の韓鍛冶集団による加工技術、また流通機構を一体とする広域経済体制」（前掲四四一頁）ととらえた。小林氏は「原料供給集団と直接生産集団との両者を、集団としての独立性を利用して、これを分離しておくことは、この両者の『自由』な結合を阻止し、相互に生産集団としての経済上の『自立』が困難となり、この両者を結合する政治的・行政的な力への依存と従属を生み出すことができるからである」（前掲十七頁）とされ、これを大和王権の政治的な配慮によるものと

するが、現実的な生産工程からすれば納得しにくい。生産拠点の一つ一つでは軍事的脅威にもなりにくいし、生産の実務からはどうみても融合させて両者を同一の場所に設定した方が便利である。政治的配慮をことさらにしなければならぬ状態があつて、おたがいの衝突が懸念されるといふのなら、山部は生産地に置いておいて砂鉄を採集させ、砂鉄のみを政権中枢の膝下に運び込ませて韓鍛冶部にまとめて加工させるというやり方があつたらう。

そこで森田氏は「海部や山部の本質は、具体的な職掌面からのアプローチだけでは解明できない」とし、もつと抽象的・理念的な営為の所産と捉えようとされた。

『古事記』（日本古典文学大系本） 応神天皇段には、

即ち詔り別けたまひしく、「大山守命は山海の政を為よ。大雀命は食国の政を執りて白し賜へ。宇遲能和紀郎子は天津日繼を知らしめせ。」とのりわけたまひき。

とあり、応神天皇はその支配機能を三分して山海の政・食国の政・天津日繼とした。そしてそのうちの山海の政を、大山守命にゆだねたという。その後段に、

此の御世に、海部、山部、山守部、伊勢部を定め賜ひき。

とみえ、吉野国主が山の住民つまり山部として大贅をたてまつつたという話のあとに、

是に大雀命と宇遲能和紀郎子と二柱、各天の下を譲りたまひし

間に、海人大贄を貢りき。爾に兄は辞びて弟に貢らしめ、弟は辞びて兄に貢らしめて、相譲りたまひし間に、既に多の日を経き。如此相譲りたまふこと、一二時に非ざりき。故、海人既に往き還に疲れて泣きき。故、諺に「海人や、己が物に因りて泣く」と曰ふ。

とある。こうしたことから岡田精司氏は「稲米によって服属の誓いをなす国々」以外の海の幸・山の幸によって従属の儀礼を行う集団との間には、観念的に区別があった⁽⁵⁾とされ、吉村武彦氏も山部・海部が「山海の政」の理念に対応している、と解かれた。

森田氏はこの解釈を継承・発展させるものとして、「山海の政」と海部・山部設置との関係、大和王権の統治理念の推移と海部・山部の推転の相関関係を、さらに課題とされた。

山海の政については、「食国は『天皇の治めたまう国』とか、『天皇の食物を献上する国』の意味に用いられているが、その外側に展開する海や山は、王権を脅やかす海神や山神の支配する場所」であった。そこで『山海之政』とは、山神や海神による山や海の支配を認めた上で、山神や海神との調和の下に山や海を統治していく理念である」と捉えられる。山部の設定は「ヤマトから遠く離れた在地において、大王が種々の儀礼を行うことはできない」ので「ヤマト以外の地においては、海部と山部に種々の服属儀礼を行わせることによって、海と山の統治を表現したのではあるまいか」。「海部と山

部は、海の幸・山の幸としての贄を貢納していたかもしれないが、現実に供御として、どの程度の位置を占めていたかという点は疑問である。海部と山部は、存在していること、それ自体に意味があるのであって、きわめて象徴的な存在であった」とする。この理念は天下という理念の一部として五世紀後半ごろには成立しており、山部・海部は国造たる在地首長の協力によって設定され、また国造が委任されてかれらを差配していくこととなった。

しかし顕宗・仁賢朝あたりから「山が現実に分割の対象として問題となつて」きて、すくなくとも推古朝には「山林原野に対する積極的な開発や分割が進」み、そこで大和王権としては、山守部を設定して山林原野からの収奪を確保しようとした。海部がほかの海人などと同じように海産物貢上や航海に従事することを求められるようになったり、山部が山林の管理などに従事するのは、ほんらいの姿でなく、推古朝前後からのことである。その山守部を中央で統轄するのが、この時期に見られるようになる山官である。従来のように国造が山部を委託管理する形ではなく、中央の山官が国造を介してとはいえ、統括支配するようにかわる。そして律令国家の成立で公私共利の原則が適用され、山海の政という統治理念が消滅すると、海部・山部もその役割をおえた、とされた。

二、山守部の解釈

森田氏の解釈は、七世紀前半以前に大和政権の統治者どもが描いていたであろう統治理念を機軸にしたもので、背景には国家規模の気宇壮大な構想が想定されていて新鮮である。

この考察では、やはり山海之政の「山海」が日本国土全体または食国とならぶ意味での山海と捉えられている。こうした発想は、冒頭に掲げた太田亮氏のものと同じか通じるところがある。すなわち太田氏は『古事記』『日本書紀』の記述のありように依拠しその筋書きをそのまま信じたため、山部・海部は部民としての団体組織を持つていなかったが、古代国家（大和王権）成立のときに現実に国内を二分するような勢力であった、とみた。森田氏らは「山海之政」の分掌記事がきっかけとなって山部・海部が設定されるに至るとし、そのさい大和王権が支配下の国内を二分または三分するものとして、山部・海部という観念的・象徴的な被支配者像を仕立て上げなければならなかったとする。つまり設定時期に違いはあっても、どちらも全国統合の姿を象徴するものとしている点で共通する。また崩れやすいか観念的存在だったかという別はあるとしても、部民としての内容が希薄だと見ることも共通している。もともと山部・海部という部民名は、そのなかにありうる広範な事物・事象をすべて包み込んでしまう。極言すれば、この二つの部民を設定しさえすれば、ほかの部民はいらないといってしまうほどおおきな名号で

ある。このおおきな名号で包み込まれるような部民が設定されるべき、それにはどのような構想がありうるか。それはやはり日本古代国家の統治にかかわるものとしか思えない。そう考える、その意味はわかる。

しかし国家の支配理念にあわせた「存在していること、それ自体に意味があるのであって、きわめて象徴的な存在」というような部民が、ほかにあるだろうか。何をすることも求められず、その名を負った人たちが存在しているだけでよいというような部民が、部民制下に存在しうるのだろうか。ほかに思い浮かぶ例がないことでもあり、はなはだ疑問に思う。

それに山部が観念的・象徴的な存在であったとするなら、それはどのような場所に設定されてもよいことになる。ところが山部と山守部の分布はよく重なるというのだから、つまりはのちに山守部を置くのにも適したようなところに山部が設定されたわけである。となれば、山部の設定はどのような場所でもよかったのでない。観念的・象徴的な存在と捉えるだけでは、すまないものがありそうだ。そうなることや山部も山守部も、なにか固有の職能を与えられていたと考えるのが穏当でなからうか。

まず山守部についてはすでに「山林を管理する部」とする通説があり、筆者もそれでよいと思う。

『万葉集』（日本古典文学全集本）によると、ひとの行為を禁ずる意

味の言葉に、「しめ」と「守る」がある。

「しめ」は、

山高み 夕日隠りぬ 浅茅原 後見むために 標結はましを

(卷七―一三四二)

三島江の 玉江の菰を 標めしより 己がとぞ思ふ いまだ刈
らねど

(卷七―一三四八)

とあり、先取・占有して他人の出入り封ずる意味が込められている。
しかしそれにもかかわらず、

明日よりは 春菜摘まむと 標めし野に 昨日も今日も 雪は

降りつつ

(卷八―一四二七)

妹に似る 草と見しより 我が標めし 野辺の山吹 誰か手折
りし

(卷九―一四一九七)

とあって、自分がそこにはいない、見ていないことが明さらかである。

これに対して「守る」では、

山守の 里辺通ひし 山道そ 繁くなりける 忘れけらしも

(卷七―一二六一)

人の親の 娘子児すゑて 守山辺から 朝な朝な 通ひし君が

来ねば悲しも

(卷十一―二三六〇)

三諸は 人の守る山 本辺には あしび花咲き 末辺は 椿花
咲く うらぐはし 山ぞ泣く子守る山 (卷十三―三三二二)

とあり、山守が山のなかに常駐して、いつも見張っているという情

景が思い浮かべられる。

山守が山に常駐するのは、山の幸の狩獵・採集のためでなく、山の財物すなわち山林・材木の資源の保護・保全のためであろう。生育しつつある樹木を、他者に伐採されないように守ることもある。

それよりも自然の状態ではしやすい死に節を作らないために、樵夫などを使って人工的に枝を下ろしておくことなどもあり、仕事上、常駐している必要がそれなりにあった。

とぶさ立て 足柄山に 舟木伐り 木に伐り行きつ あたら舟
木を

(卷三―二九一)

とあり、これは舟木に、これは住居用の板材に、などと用途を心づもりして生育を見守っていたことが窺える。こうしたことは、心当てに山のなかを逍遙して果たされるものでない。狩獵であれば山内の樹種とあまりかわりがないし、採集は収穫期に限られる。これらはいずれも常駐するだけの蓋然性がない。その点山守部が常駐する意味の「守る」という名を冠しているのは、山林資源の育成・保全という任務であれば、なるほど穏当と思える。

ところで森田氏は、山守部は諸豪族が土地を分割・占有する動きに出たことに対抗して設置されたものとみた。その時期はおおむね推古朝前後で、山守部を束ねるために政権中央に山官が置かれたとされる。その証左として、『日本書紀』大化元年(六四五)九月甲申条に、

仍詔曰、自古以降、每天皇時、置標代民、垂名於後。……又割
国県山海・林野・池田、以為己財、争戦不已。或者兼并数万頃
田。或者全無容針少地。進調賦時、其臣連伴造等、先自収斂、
然後分進。修治宮殿、築造園陵、各率己民、隨事而作。易曰、
損上益下。節以制度、不傷財。不害民。方今、百姓猶乏。而有
勢者、分割水陸、以為私地、売與百姓、年索其価。從今以後、
不得売地。勿妄作主、兼并劣弱。百姓大悦。

とあるのを引き、こうした在地の土地領有のあり方の変化つまり
「山野河海の分割に対応する王権側の必要性によって」、山部は材木
調達や鉱物採集など「より具体的な職掌を求められ山野河海におい
て（大和王権からの）強力な収奪を受けるようになった」とされる。
ほうとうにそうなのだろうか。たしかに「国県山海・林野・池田、
以為己財、争戦不已。或者兼并数万頃田」とあり、その結果「或者
全無容針少地」とある。しかしこれは、状況の深刻さを伝えたいが
ための文飾でないか。前近代社会においては、基本的に生産物を生
じないところを領有することはなく、また共有地については個人占
有をしない。おそらく国造などの地方豪族についても、その領有地
は田圃・畑など生産物のあるところや港津などの流通拠点などだけ
であって、山地・荒野など生産の期待できないような場所では近隣
のほかの勢力との明瞭な境目すら立てられていなかったのではない
か。したがって「全無容針少地」と表現されていても、それは領有

する意味のある土地はもはや針さすほどの余地もない、ということ
にすぎないと思う。

『令義解』（新訂増補国史大系本）雑令国内条には、
凡国内有出銅鉄処、官未採者、聴百姓私採。若納銅鉄、折充庸
調者聴。自余非禁処者、山川藪沢之利、公私共之。

とあり、『日本後紀』（新訂増補国史大系本）大同元年閏六月己巳条に、
勅、王臣神寺、占山河海嶋浜野林原等者、從乙亥年暨于延暦廿
年、一百廿七歳之間、或頒詔旨、或下格符、数禁占兼、頻断独
利……宜一切収入公私共之。

とあって、延暦二十年（八〇二）まで一二七年間も山川藪沢の占有
は禁止されてきたとある。つまり天武天皇四年（六七五）の乙亥年
から、制度化されているのである。

この記事をどう読むかには、異論もあろう。そもそも公私共利で
なかつたものが大化改新以降に公私共利にされ、それが律令に規定
された。しかし王臣家・社寺が山野を占有する意欲も強く、しばし
ば禁令があるにもかかわらず違法占拠が絶えなかつたともよめる。
しかし筆者は、王臣家・社寺の占拠の狙いは基本的に田地・畑地の
拡大であって、かぎらないものでない。田畑にできそうなところだ
けを、占拠していくのだと思う。山川藪沢の利は、有勢者も庶民も
共有していくものだという認識は、社会全般に広く認められていた
のでないか。律令の規定は、その社会的な慣行をそのまま成分化し

たのである。そのなかで王臣家などのなかには山川藪沢それ自体をそのまま占有して材木や魚介類を得る動きも少なからずあつたろうが、ほとんどは山川藪沢それ自体でなく、その開拓を目指して占有に動いたのである。そうした意味で大化改新前には、さほど極端な山川藪沢の奪い合いなどなかったと思う。『日本書紀』の記載文字の通りにすべての土地が分割されていたとまで、深く読みとる必要はない。

山川藪沢を占有しようとする地方豪族の動きがあつたかどうかはともあれ、大和王権が山守部を設定したのは、山林の占有が必要になつたからである。

山守部の初見は前掲の『古事記』応神天皇段・『日本書紀』応神天皇五年条だが、おそらく『日本書紀』顕宗天皇元年四月丁未条にある、

詔曰、凡人主之所以勸民者、惟授官也。国之所以興者、惟賞功也。夫前播磨国司来目部小楯へ更名誓楯ゝ、求迎拳朕。厥功茂焉。所志願勿難言。小楯謝曰、山官宿所願。乃拜山官、改賜姓山部連氏。以吉備臣為副、以山守部為民。哀善顯功、酬恩答厚。寵愛殊絶、富莫能儔。

というのが、事実上の初見といってよい。山守部は、山官になつた山部連氏の管轄下に生じた部民ということである。

これに先じて『日本書紀』清寧天皇即位前紀（雄略天皇二十三

年八月是月条）には、

吉備上道臣等、聞朝作乱、思救其腹所生星川皇子、率船師册艘、来浮於海。既而聞被燔殺、自海而帰。天皇即遣使、噴讓於上道臣等、而奪其所領山部。

とあり、吉備上道臣氏の配下にあつた山部が大和王権に没収されている。これと顕宗天皇元年四月丁未条とを勘案すると、吉備上道臣氏から山官の副となる家が割き出され、吉備上道臣の配下にあつた山部が大和王権の山守部として奉仕することとなつたのである。山部と山守部の分布が重なるのは偶然でなく、山部の一部を山守部へと変えていつたからであろう。

山守部の設置の目的は、やや後年だが、『続日本紀』（新訂増補国史大系本）和銅三年（七一〇）二月庚戌条に、
初充守山戸、令禁伐諸山木。

とある。この守山戸は、山守部のことであろう。部民制の解体で解散した山守部は、ここに至つて復置されたようだ。その守山戸は、木材の伐り出しを管理し、ときには停止させる役目を持たされている。山守という職能は中世以降にも続き、樵夫の入山・乱伐を防遏する役割を負つていた。そうした流れは、その後もずっと続いたであろう。

ところで、ここでの守山戸の復置は、一般的な自然保護政策などでなく、和銅初年から本格化した平城京造営事業を継続的にかつ円

滑に行なっていくために山林・木材の確保と供給を狙ったものとみてよい。

これを溯ったとき、山守部はどうして設置されなければならなかつたらうか。

『日本書紀』神代・宝剣出現条第五に、

一書曰、素戔鳴尊曰、韓郷之嶋、是有金銀。若使吾見所御之國、不有浮宝者、未是佳也、乃拔鬚髻散之。即成杉。又拔散胸毛。

是成檜。尻毛是成櫟。眉毛是成櫟樟。已而定其当用。乃称之曰、杉及櫟樟、此両樹者、可以為浮宝。檜可以為瑞宮之材。被可以為顯見蒼生奥津棄戸将臥之具。

とあり、杉・櫟樟（楠）・檜・被（榎）が主要な樹木と考えられていた。しかも、右に見るように、その用途によっておおむね樹種も決まっていた。これらの樹種が多用・重用されたのは、当時の加工技術が関係している。杉・檜・榎などの針葉樹は、植物体としてみると広葉樹より進化が後れている。広葉樹は木の縦に導管を持ち、横の組織も強固である。縦横の細胞の連結が強く、かんとんに裂けたり折れたりしない。しかし針葉樹は、縦に仮導管を持つのみで横の組織もない。したがって、縦に裂けやすい⁽¹⁰⁾。丸太状に切断する横挽きの鋸しかない時代には、かりに樹木がたくさん繁茂していたとしても、なに一つ利用などできない。

『古事記』神代・根国訪問段に、

是に八十神見て、且欺きて山に率て入りて、大樹を切り伏せ、茹矢を其の木に打ち立て、其の中に入らしむる即ち、其の水目矢を打ち離ちて、拷殺しき。

とあるように、茹矢を打ち込んで縦に割いた。そして鉦・鑿などで加工し、『万葉集』に、

ま鉦持ち 弓削の川原の 埋れ木の 頭はるましじき ことに
あらなくに
(巻七一―三三五)

とある遣り鉦（鉦）で成形するのである。こうした技術段階では、縦横に細胞組織の強い広葉樹は使用に向かず、縦割きに弱い針葉樹が当然重用される。どれほどの樹木が茂っていたとしても、すべてが使えるわけではない。そうなれば『日本書紀』のあげる代表的な四樹種は、是が非でも、山守部を置いてでも保存・確保しなければならぬ。そうした事情を考えると、いくつかに合点がゆく。高野槇は『日本書紀』に奥津城つまり棺の材にすべきものとされているが、近畿地方の古墳の木棺材にたしかに多用されている。前期・中期古墳の遺例中のほとんどすべてが槇材であった。しかし後期になると高野槇の例はなくなり、檜材に変わっていく⁽¹¹⁾。つまり六世紀初頭あたりに、畿内では棺材となりうる槇が枯渇してしまっていたのである。

船材については、弥生時代・古墳時代を通じて、関西地方の考古学的遺物例では楠が使われていた⁽¹²⁾。前掲の『日本書紀』にあった素

菱鳴尊のいう通りである。

『古事記』神代・神々生成段には、

次に生める神の名は、鳥之石楠船神、亦の名は天之鳥船と謂ふ。

とあり、『日本書紀』神代には、

次生蛭児。雖已三歳、脚猶不立。故載之於天磐椽樟船、而順風放棄。

とあり、『風土記』播磨国逸文に、

明石駅家、駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井上。

朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根。仍伐其楠造船、其迅如飛一楫

去越七浪。仍号速鳥。

とある。これに類似した話が、『古事記』仁徳天皇段に、

此の御世に、免寸河の西に一つの高樹有りき。其の樹の影、旦日に当れば、淡道島に速び、夕日に当れば、高安山を越えき。

故、是の樹を切りて船を作りしに、甚捷く行く船なりき。時に

其の船を号けて枯野と謂ひき。

また『日本書紀』仁徳天皇六十二年五月条に、

遠江国司表上言、有大樹、自大井河流之、停于河曲。其大十围

本杗以末両。時遣倭直吾子籠令造船。而自南海運之、将来于難

波津、以充御船也。

とある。『古事記』の速鳥の話は、『風土記』の枯野の話と同工異曲であり、あとの話は、楠特有の生育の仕方をよく表現している。

杉も浮く宝つまり船材とされていたが、『風土記』撰津国逸文・美奴売松原条に、

昔、息長帯比売天皇、至于筑紫国時、集諸神祇於川辺郡内神前

松原、以来礼福。于時此神亦同来集、曰吾亦護佑。仍諭之曰、

吾所住之山、有須義乃木、宜伐採、為吾造船。則乘此船而可行幸、当有幸福。

とあり、『風土記』相模国逸文にも、

足輕山は、此山の杉をとりて舟につくるに、あしの軽き事、他の材にて作れる舟にことなり。よりてあしからの山と付けたりと云々。

という。しかし浮く宝とはされるが、杉と楠にはともに船材とするのにおおきな欠点がある。楠は幹が太くなるよい点はあるが、根元からはやいころに大きく枝分かれして上にいくごとにその枝数を増す。つまり材木としての長さがとれない。杉は「直ぐ」が語源であるから、その名のように直線的に長い材木がとれる。しかしその半面で、太さが物足りない。小さな丸木船であればとりたてて問題でないが、外海に乗り出せるような準構造船を作ろうとすれば、ともに一長一短で困る。

そのなかで、まだしもなのは楠だったようだ。太い幹を縦に二つ継ぎ足して、長くした。やや後年だが、『続日本紀』宝亀九年（七七八）十一月乙卯条に、

第二船到泊薩摩国出水郡。又第一船海中中断。舳艫各分。……

十一月五日。得信風。第一第二船同発入海。比及海中。八日初

更。風急波高。打破左右棚根。潮水満船。蓋板拳流。人物随漂。

無遺勺撮米水。副使小野朝臣石根等卅八人。唐使趙宝英等廿五

人。同時没入。不得相救。但臣一人潜行著舳檻角。顧眄前後。

生理絶路。十一日五更。帆檣倒於船底。断為兩段。舳艫各去未

知所到。卅余人累居方丈之舳拳軸欲没。載纜枕柁。得少浮上。

脱却衣裳。裸身懸坐。米水不入口。已經六日。以十三日亥時漂

着肥後国天草郡西仲嶋。臣之再生。叡造所救。不任歎幸之至。

謹奉表以聞。

とあつて、前後に分解してしまつたことが知られる。これは中央部で接ぎ足して作つたからであつて、楠などを継ぎ足して作ればその接合部がどうしても弱くなる。

当時の大船がどれほどのおおきさで、どれほどの人数を載せたか、正確に知るよしはないが、手がかりがなくもない。

『常陸国風土記』香島郡条に、

軽野以東、大海浜辺、流着大船、長一十五丈・濶一丈余、朽摧

埋砂、今猶遺之〔謂淡海之世、擬遣寬国、令陸奥国石城船造、作大船、至

于此着岸、即破之〕

とあり、天智朝に一五丈（四五・四メートル）の大船があつたという。

『風土記』伊豆国逸文に、

准后親房の記に曰はく、応神天皇五年甲午、冬十月、伊豆の国

に課せて船を造らしめき。長さ十丈、船成りて海に泛べしに、

軽きこと葉の如くにして馳せき。伝へて云はく、此の舟木は日

金山の麓なる奥野の楠なりといふ。是、本朝に大船を造る始め

なり。

とあるのは、『日本書紀』応神天皇五年十月条にも、

科伊豆国、令造船。長十丈。船既成之。試浮于海。便輕泛疾行

如馳。故名其船曰枯野。△由船輕疾名枯野、是義違焉。若謂輕野、後人

訛歟。▽

とある。ついで『続日本紀』天平宝字五年（七六二）八月甲子条には、

迎藤原河清使高元度等至自唐国。……宣勅曰。特進秘書監藤原

河清。今依使奏。欲遣帰朝。唯恐殘賊未平。道路多難。元度宜

取南路先帰復命。即令中謁者謝時和押領元度等向蘇州。与刺史

李帖平章。造船一隻長八丈。并差押水手官越州浦陽府折衝賞紫

金魚袋沈惟岳等九人水手。越州浦陽府別將賜綠陸張什等卅人送

元度等帰朝。

とある。これらから見ると、大船は八丈から一〇丈ほどが限度で、一五丈までになると操れなくなつてしまうようだ。

日常用では、『常陸国風土記』香島郡条に、

年別七月、造船而奉納津宮。古老曰、倭武天皇之世、天之大神

宣中臣巨狹山命、今仕御舟者、巨狹山命答曰、謹承大命、無敢所辭。天之大神、味爽後宣、汝舟者置於海中。舟主仍見在岡上、又宣、汝舟者、置於岡上也。舟主因求更在海中。如此之事、已非二三。爰則懼惶、新令造舟三隻。各長二丈余、初獻之。

とある。船は日常的に川を溯上させたり岡に上げたりするから、ふしぎなことでもない。どのようななおきさか明記されていないが、神に捧げた二丈ていどの船が常用で、それなりにりつばなおきさということになるのではないか。

こうした船材も、はやくに枯渇していた。そう考えるのは、造船を下命される国が固定しているからだ。

『日本書紀』推古天皇二十六年是年条に、

遣河辺臣ハ闕名於安芸国、令造船。至山覓船材。便得好材、以将伐。時有人曰、霹靂木也。不可伐。河辺臣曰、其雖雷神、豈逆皇命耶。多祭幣帛、遣人夫令伐。則大雨雷電之。爰河辺臣案劔曰、雷神無犯人夫。当傷我身、而仰待之。雖十余霹靂、不得犯河辺臣。即化少魚、以挟樹枝。即取魚焚之。遂脩理其船。とあり、わざわざ安芸国に命じている。これは、すでに畿内周辺には良質の船材がなかったためであろう。

『日本書紀』では前掲の応神天皇五年十月条に対応して応神天皇三十一年是歳条に、

詔群卿曰、官船名枯野者、伊豆国所貢之船也。是朽之不堪用。

然久為官用、功不可忘。何其船名勿絶、而得伝後葉焉。群卿便被詔、以令有司、取其船材、為薪而燒塩。於是、得五百籠塩。則施之周賜諸国。因令造船。是以、諸国一時貢上五百船。悉集於武庫水門。当是時、新羅調使、共宿武庫。爰於新羅停忽失火。即引之及于聚船。而多船見焚。

とあるほか、白雉元年（六五〇）是年条に、

遣倭漢直県・白髮部連鑑・難波吉士胡床、於安芸国、使造百濟船二隻。

齐明天皇元年（六五五）九月乙卯条に、

復課諸国、使造船船。

齐明天皇六年是歳条に、

是歳、欲為百濟、将伐新羅、乃勅駿河国造船。已訖、挽至統麻郊之時、其船、夜中無故、艫舳相反。衆知終敗。科野国言、蠅群向西、飛踰巨坂。大十围許。高至蒼天。或知救軍敗績之怪。とある。

『続日本紀』には、文武天皇四年（七〇〇）十月庚午条に、

遣使于周防国、造船。

和銅二年（七〇九）七月丁卯条に、

令越前・越中・越後・佐渡四国、船一百艘、送于征狄所。

天平四年（七三二）九月甲辰条に、

遣使于近江。丹波。播磨。備中等国。為遣唐使造船四艘。

天平十八年十月丁巳条に、

令安芸国、造船二艘

天平宝字三年（七五九）九月壬午条に、

造船五百艘。北陸道諸国八十九艘。山陰道諸国一百卅五艘。山

陽道諸国一百六十一艘。南海道諸国一百五艘。並逐閑月营造。

三年之内成功。為征新羅也。

天平宝字五年十月辛酉条に、

辛酉。遣從五位上上毛野公広浜。外從五位下広田連小床。六位

已下官六人。造遣唐使船四隻於安芸国。

宝龜二年十一月癸未条に、

遣使造入唐使船四艘於安芸国。

宝龜六年六月辛巳条に、

以正四位下佐伯宿祢今毛人、為遣唐大使。正五位上大伴宿祢益

立。從五位下藤原朝臣鷹取、為副。判官録事各四人。造使船四

隻於安芸国。

宝龜九年十一月庚申条に、

造船二艘於安芸国。為送唐客也。

とある。

なお『風土記』にも、前掲の伊豆国逸文の応神朝の造船記事のほ

か、『播磨国風土記』讃容郡条に天智朝の官船建造の記事、『肥前国

風土記』養父郡曰理里条に、

纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時、就生葉山、為船山、就高羅山、
為梶山、造備船、漕渡人物。

とある。

右のうち、『続日本紀』和銅二年七月丁卯条の記事は、当該国が
建造したのかどうかはつきりしない。また斉明天皇元年九月条には
命令による達成状況が不明で、また天平宝字三年九月壬午条のはた
しかに全国で行なわれたようであるが、厳命にも拘わらず、じっさ
いに建造されたのは三九四艘のみであった。『肥前国風土記』のは、
渡し船でいであつて、大船ではない。それらを除くと、ようする
に外航にたえられるような大船の建造は、安芸国に下命されること
がほとんどであった。のこりは東で近江・駿河、西で丹波・播磨・
備中・周防のみであり、すくなくとも畿内地方には大船の建造史料
が見あたらない。

畿内地方で、いつから船材が確保できなくなったのか。それは不
明であるが、推古天皇二十六年是年条で安芸国に下命していること
からすれば、摂津・難波から出帆させる船であろうのに、すでにそ
のときには畿内での建造など考えられなかつたのである。これは船
大工・造船技術の欠如などでなく、船材の枯渇が原因だったとみる
のが穏当である。

遣隋使船・遣唐使船はいかに外航用の大船といつても、その数は
知れている。せいぜい二〜四艘のことにすぎない。これがために材

木の不足をきたし、山林保護や船材確保の手段を講じていったなどとは思わない。おそらくは四世紀末以来の朝鮮半島へのたびかさなる軍事進出、高句麗との平壤での会戦と敗北、百濟・加羅への軍事援助と新羅との国境線をめぐる戦いのなかで、多くの軍船を建造するとともにまたその多くを消耗してきたのであろう。高句麗が平壤に上陸した日本軍から得た鎧鉀は一万余領とあり、もともとの兵力は二〜三万人ほどであったろうか。また継体天皇二十一年（五二七）六月に近江毛野が率いた兵卒は六万人であり、推古天皇十年には来目皇子が二万五〇〇〇人を率いて渡海しようとしている。かりに一艘で二〇〇人を収容できたとして、六万人なら三〇〇艘、二万五〇〇〇人なら一二五艘が必要になった。そのうえ天智天皇二年（六六三）の白村江の戦いでは、二万七〇〇〇人を一〇〇〇艘（『三國史記』）に分乗させ、そのうち四〇〇艘（『旧唐書』）を失ったという。たいへんな消耗戦に耐えて、干戈を交えていたのである。

ほかに木材は燃料としても消費され、製鉄・小鍛冶・瓦作などで莫大な需要があった。また家屋建築用もほとよりのことで、掘立柱であれば三〇年に一度は建て替え需要が生じた。これらについていまは詳述しないが、¹³宮殿建築の用材についてのみ二点ほど述べておきたい。

『日本書紀』齊明天皇元年九月辛未条に、
天皇詔大臣曰、起是月限十二月以来、欲營宮室。可於国々取殿

屋材。然東限遠江、西限安芸、発造宮丁。

とあるが、この記事は宮殿の柱材（おそらくは檜材）が畿内周辺にもはや見あたらなくなっていたことを示すものである。造宮丁を動員しているようにも読めるが、天平期の難波宮造宮の雇民でも畿内周辺の人たちが賄われており、遠江や安芸から人民を動員することはない。しかも律令体制の確立していないなかで、史料の文面通りの動員が可能なはずもない。そのなかでこの造宮丁の仕事は何かとなれば、じっさいの建築現場での作業ではなく、柱材として使えるものをその国内で採って伐り出して明日香にもたらすことであつたろう。

周知のことだが『古事記』天孫降臨段には、

是に詔りたまひしく、「此地は、韓国に向ひ、笠沙の御前を眞来通りて、朝日の直刺す国、夕日の日照る国なり。故、此地は甚吉き地」と詔りたまひて、底津石根に宮柱布斗斯理、高天の原に氷椽多迦斯理て坐しき。

などとあつて、太い宮柱と高く掲げた千木は権威の象徴であつた。柱をさほど太くしなくとも宮殿の建築構造は維持されるが、どうしても明きらかに無用であるような太い柱を使つてみせる必要があつた。根の国をすべていた須佐之男は、いままさに娘とともに脱出して出雲・葦原中国を支配するだろう大穴持命に対して「石根に宮柱布斗斯理高天の原に氷椽多迦斯理て居れ」と予祝の言葉をかけた。

その言葉のような太い柱の建物を造ることが、権威を有することの証だったのだ。

これも著名な歌だが『万葉集』には、

藤原宮之役民作歌

やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 あらたへの 藤
原が上に 食す国を 見たまはむと みあらかは 高知らさ
むと 神ながら 思ほすなへに 天地も 依りてあれこそい
はばしる 近江の国の 衣手の 田上山の 真木さく 檜のつ
までを もののふの 八十宇治川に 玉藻なす 浮かべ流せれ
そを取る と騒く御民も 家忘れ 身もたな知らず 鴨じもの
水に浮き居て 我が作る 日の御門に 知らぬ国 よし巨勢道
より 我が国は 常世にならむ 凶負へる くすしき亀も 新
た代と 泉の川に 持ち越せる 真木のつまでを 百足らず
筏に作り のほすらむ いそはく見れば 神からならし

(巻一―五〇)

とあり、この宮材は近江の田上山までいかなければ入手できなかつたと詠み込んでいる。

こうした棺材・船材・建材などの消耗はすでに止めがたく進んでおり、供給が追いつかなくなっていた。そうしたことから、山守部を設定する必要を生じたと考えられる。山守部に期待することは、伐採の制御と植林、そして政府の求めに応じた木材の供給である。

その設定時期は、推古朝ともいうが、それは自覚した時期というべきだろう。山守部がいちばん守り育てるべきだとされた樹種は、山守部の分布からすると楠だったろうか。現在、檜は関東南部以西と四国・九州、檜は福島県以西と四国・九州、楠は関東以西四国・九州に生育する(『エンサイクロペディア・ジャンル・ジャポニカ万有百科事典(九・植物)』(小学館刊、一九七二年)の当該項目参照)。古代の生育状況は不明だが、棺材としての使用が途絶えてしまう檜はともかく、檜と楠では楠の方が生育範囲が狭い。山守部は、和泉・摂津・越前・伯耆・備前・備中に分布が見られる。この範囲ではいままら楠も楠も生育するが、どちらかといえば生育地の北限が迫っている楠の方が、古代においては切実な保護の対象となっていたのではないか。蓋然性は、檜よりやや高いだろう。そうだとすれば六世紀前半には朝鮮半島の敗退・撤退が続き、万余の大軍をしばしば送っていた。その一方で船材としての楠を保護・確保するため、山守部設定の必要性が生じたことになろうか。

三、山部の設定について

ついで、山部について考えてみたい。

筆者は、山部が山海之政を観念的に実現させるために設定された象徴的な存在だと思わない。部民制下の××部はいずれも職能集団であり、存在するだけで意味がある部民はない。名代は、皇子女の

名が途絶えるのを避けるために設定されたという。しかし実体はそうではなく、皇子女の生育・養育に奉仕する、それなりの職務をもつた部民だったと考えられる。

ではどのような内容の職能を持っていたのか。筆者は、それを第一義的には大王家の山陵の守衛として設定され、そののち軍事氏族へと転化していったものと考ええる。

そう考える第一の理由は、『日本書紀』顕宗天皇元年五月条に、狭々城山君韓侗宿祢、事連謀殺皇子押磐。臨誅叩頭言詞極哀。

天皇不忍加戮、充陵戸兼守山。削除籍帳、隸山部連。惟倭宿祢、因妹置目之功、仍賜本姓狭々城山君氏。

とある山君の職掌内容によっている。

「充陵戸兼守山」のうち、守山は山守部の職務内容であるが、陵戸すなわち墓守の職務はどこからきたものだろうか。話としては、狭々城山君韓侗が謀殺皇子押磐皇子の謀殺に荷担したものの、誅殺されることとなって頭を地にすりつけ哀願して命乞いをしたから、大王が殺すに忍びなくなつて、罰の意味を込めて陵戸・守山の職務につけたのである。しかしこれは伝説であつて、陵戸が賤民視されるようになった時代社会の改変を受けている。同工異曲のものに入れ墨がある。『日本書紀』雄略天皇十一年十月条に、

鳥官之禽、為菟田人狗所嚙死。天皇瞋、黥面而為鳥養部。

とあり、鳥取部は罰として部民となつてかつ入れ墨を施されたとい

う。これらは部民が持っていた旧来の風習がのちの時代の習慣と合わなくなると、あらたな物語を作り上げていくという例の一つである。ただ、謀殺に荷担したとかの話の筋はともあれ、何の職務を委ねられたかというような話のおもな要素はそのとうじのものと考えてよいだろう。

すなわち山君は山部連の傘下に入るときに、守山とともに陵戸（墓守）を職務とさせられたのである。山部氏からはのちに山守氏が出て、山部の一部は山守部に移つたと考えられる。

それは『播磨国風土記』宍粟郡安師里条に、

安師里「本名酒加里」土中上 大神滄於此処、故曰須加。後号山守里所以、然者山部三馬、任為里長、故曰山守。今改名為安師者、因安師川、為名其川者、因安師比売神。

とあり、ここで山部三馬は山守里の名の由来となっている。

この話は、山守部が山部とは独立的に別々に設定されていたものでなく、山部氏が制圧し支配下に組み込んだ広大な地域のうちのとくに山林部分をそのまま新設の山守の職能をもつ氏族に引き継がせていったことを物語っている。おおきな氏族としての山部氏は、割き出した山守部にかかわる部分もまた氏族の職掌のうちに数え上げることとなった。そのなかで山君という氏族の祖先は山部・山守部の両者の職能の起源を併せて有することとなり、陵戸と山守の職能を兼ね備えた説話を持つようになった。そうだとすれば、山部氏

から山守氏の職掌をはずしたものが、山部氏がほんらい負っていた職務だと見なしてよいのではないか。すなわち、陵戸こそが山部氏のもともとも負っていた固有の職務だったのである。

第二の理由は、大王などの陵は古くから山陵とよばれていた。この山陵を意味する山の管理・守護するのであれば、山部という名はそれなりに職能を表わすものとして穏当である。

『日本書紀』綏靖天皇即位前紀十一月条には、

神渟名川耳尊、與兄神八井耳命、陰知其志、而善防之。至於山陵事畢、乃使弓部稚彦造弓、倭鍛部天津眞浦造眞磨鏃、矢部作箭。及弓矢既成、神渟名川耳尊、欲以射殺手研耳命。

とあり、山陵の事とある。たしかに神武天皇の祖、天津彦彦火瓊杵尊の墓は、日向埃山陵といわれている。

『日本書紀』神功皇后摂政前紀でも、

時麿坂王・忍熊王、聞天皇崩、亦皇后西征、并皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子。群臣皆從焉。必共議之立幼主。吾等何以兄從弟乎。乃詳為天皇作陵、詣播磨與山陵於赤石。

とあり、「陵を作ると偽装して、播磨・赤石に詣つて山陵を興した」というのだから、陵はすなわち「山」であるとだれにも考えられていたわけである。

『延喜式』（新訂増補国史大系本）に掲載されている諸陵を見ると、

日向埃山陵 天津彦彦火瓊杵尊。在日向国。無陵戸。

日向高屋山上陵 彦火火出見尊。在日向国。無陵戸。

日向吾平山上陵 彦波瀲武鸕鷀草不葺合尊。在日向国。無陵戸。

已上神代三陵。於山城国葛野郡田邑陵南原祭之。其兆城東西一町。南北一町。

畝傍山東北陵 畝傍檀原宮御宇神武天皇。在大和国高市郡。兆

城東西一町。南北二町。守戸五烟。

桃花鳥田丘上陵 葛城高丘宮御宇綏靖天皇。在大和国高市郡。

兆城東西一町。南北一町。守戸五烟。

畝傍山西南御蔭井上陵 片塩浮穴宮御宇安寧天皇。在大和国高

市郡。兆城東西三町。南北二町。守戸五烟。

畝傍山南織沙溪上陵 輕曲峽宮御宇懿德天皇。在大和国高市郡。

兆城東西一町。南北一町。守戸五烟。

掖上博多山上陵 掖上池心宮御宇孝昭天皇。在大和国葛上郡。

兆城東西六町。南北六町。守戸五烟。

玉手丘上陵 室秋津嶋宮御宇孝安天皇。在大和国葛上郡。兆城

東西六町。南北六町。守戸五烟。

片丘馬坂陵 黒田廬戸宮御宇孝靈天皇。在大和国葛下郡。兆城

東西五町。南北五町。守戸五烟。

劔池嶋上陵 輕境原宮御宇孝元天皇。在大和国高市郡。兆城東

西二町。南北一町。守戸五烟。

春日率川坂上陵 春日率川宮御宇開化天皇。在大和国添上郡。

兆域東西五段。南北五段。以在京戸十烟。每年差充令守。

山辺道上陵 磯城瑞籬宮御宇崇神天皇。在大和国城上郡。兆域

東西二町。南北二町。守戸一烟。

菅原伏見東陵 纏向珠城宮御宇垂仁天皇。在大和国添下郡。兆

域東西二町。南北二町。陵戸二烟。守戸三烟。

山辺道上陵 纏向日代宮御宇景行天皇。在大和国城上郡。兆域

東西二町。南北二町。陵戸一烟。

狭城盾列池後陵 志賀高穴穗宮御宇成務天皇。在大和国添下郡。

兆域東西一町。南北三町。守戸五烟。

惠我長野西陵 穴門豊浦宮御宇仲哀天皇。在河内国志紀郡。兆

域東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。

狭城盾列池上陵 磐余稚桜宮御宇神功皇后。在大和国添下郡。

兆域東西二町。南北二町。守戸五烟。

惠我藻伏崗陵 輕嶋明宮御宇心神天皇。在河内国志紀郡。兆域

東西五町。南北五町。陵戸二烟。守戸三烟。

百舌鳥耳原中陵 難波高津宮御宇仁德天皇。在和泉国大鳥郡。

兆域東西八町。南北八町。陵戸五烟。

百舌鳥耳原南陵 磐余稚桜宮御宇履中天皇。在和泉国大鳥郡。

兆域東西五町。南北五町。陵戸五烟。

百舌耳鳥原北陵 丹比柴籬宮御宇反正天皇。在和泉国大鳥郡。

兆域東西三町。南北二町。陵戸五烟。

惠我長野北陵 遠飛鳥宮御宇允恭天皇。在河内国志紀郡。兆域

東西三町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。

菅原伏見西陵 石上穴穗宮御宇安康天皇。在大和国添下郡。兆

域東西二町。南北三町。守戸三烟。

丹比高鷲原陵 泊瀬朝倉宮御宇雄略天皇。在河内国丹比郡。兆

域東西三町。南北三町。陵戸四烟。

河内坂門原陵 磐余甕栗宮御宇清寧天皇。在河内国古市郡。兆

域東西二町。南北二町。陵戸四烟。

傍丘磐杯丘南陵 近飛鳥八鈞宮御宇顯宗天皇。在大和国葛下郡。

兆域東西二町。南北三町。陵戸一烟。守戸三烟。

埴生坂本陵 石上広高宮御宇仁賢天皇。在河内国丹比郡。兆域

東西二町。南北二町。守戸五烟。

傍丘磐杯丘北陵 泊瀬列城宮御宇武烈天皇。在大和国葛下郡。

兆域東西二町。南北三町。守戸五烟。

三嶋藍野陵 磐余玉穗宮御宇繼体天皇。在撰津国嶋上郡。兆域

東西三町。南北三町。守戸五烟。

古市高屋丘陵 勾金橋宮御宇安閑天皇。在河内国古市郡。兆域

東西一町。南北一町五段。陵戸一烟。守戸二烟。

身狭桃花鳥坂上陵 檜隈廬入野宮御宇宣化天皇。在大和国高市

郡。兆域東西二町。南北二町。守戸五烟。

檜隈坂合陵 磯城嶋金刺宮御宇欽明天皇。在大和国高市郡。兆

域東西四町。南北四町。陵戸五烟。

河内磯長中尾陵 訳語田宮御宇敏達天皇。在河内国石川郡。兆

域東西三町。南北三町。守戸五烟。

河内磯長原陵 磐余池辺列槻宮御宇用明天皇。在河内国石川郡。

兆域東西二町。南北三町。守戸三烟。

倉梯岡陵 倉梯宮御宇崇峻天皇。在大和国十市郡。無陵地并陵

戸。

磯長山田陵 小治田宮御宇推古天皇。在河内国石川郡。兆域東

西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。

押坂内陵 高市崗本宮御宇舒明天皇。在大和国城上郡。兆域東

西九町。南北六町。陵戸三烟。

大坂磯長陵 難波長柄豊碓宮御宇孝德天皇。在河内国石川郡。

兆域東西五町。南北五町。守戸三烟。

越智崗上陵 飛鳥川原宮御宇皇極天皇。在大和国高市郡。兆域

東西五町。南北五町。陵戸五烟。

右冊遠陵

山科陵 近江大津宮御宇天智天皇。在山城国宇治郡。兆域東西

十四町。南北十四町。陵戸六烟。

右一近陵

檜隈大内陵 飛鳥浄御原宮御宇天武天皇。在大和国高市郡。兆

域東西五町。南北四町。陵戸五烟。

同大内陵 藤原宮御宇持統天皇。合葬檜前大内陵。々戸更不重

充。

真弓丘陵 岡宮御宇天皇。在大和国高市郡。兆域東西二町。南

北二町。陵戸六烟。

檜前安占岡上陵 藤原宮御宇文武天皇。在大和国高市郡。兆域

東西三町。南北三町。陵戸五烟。

奈保山東陵 平城宮御宇元明天皇。在大和国添上郡。兆域東西

三町。南北五町。守戸五烟。

奈保山西陵 平城宮御宇浄足姬天皇。在大和国添上郡。兆域東

西三町。南北五町。守戸四烟。

佐保山西陵 平城朝太皇太后藤原氏。在大和国添上郡。兆域東

西十二町。南北十二町。守戸五烟。

佐保山東陵 平城宮御宇勝宝感神聖武天皇。在大和国添上郡。

兆域東四段。西七町。南北七町。守戸五烟。

佐保山東陵 平城朝皇太后藤原氏。在大和国添上郡。兆域東三

町。西四段。南北七町。守戸五烟。

淡路陵 廢帝。在淡路国三原郡。兆域東西六町。南北六町。守

戸一烟。

高野陵 平城宮御宇天皇。在大和国添下郡。兆域東西五町。南

北三町。守戸五烟。

田原西陵 春日宮御宇天皇。在大和国添上郡。兆域東西九町。

南北九町。守戸五烟。

吉隠陵 皇太后紀氏。在大和国城上郡。兆域東西四町。南北四

町。守戸五烟。

右十三遠陵

田原東陵 平城宮御宇天宗高紹天皇。在大和国添上郡。兆域東

西八町。南北九町。守戸五烟。

右一近陵

宇智陵 皇后井上内親王。在大和国宇智郡。兆域東西十町。南

北七町。守戸一烟。

大枝陵 太皇太后高野氏。在山城国乙訓郡。兆域東一町一段。

西九段。南二町。北三町。守戸五烟。

右二遠陵

とある。奈良時代までの陵の呼称は××山陵だけでなく、××岡

(丘)陵・××原陵などの方がむしろ多い。

しかし山と岡・丘とのとりたてての違いはなく、どこまでが岡・

丘で、どこからが山ということはない。いわゆる通称であって、そ

の地に住む人たちがどう呼ぶかで決まるものようだ。

また山陵・岡陵という字がつかないときは山陵といわれなかった、

ともいえない。壬申の乱勃発のきっかけとなった天智天皇陵建造の

著名な記事だが、『日本書紀』天武天皇元年五月是月条に、

奏天皇曰、臣以有私事、独至美濃。時朝廷宣美濃・尾張、両国

司曰、為造山陵、予差定人夫。則人別令執兵。臣以為、非為山
陵、必有事矣。若不早避、当有危歟。

とある。天智天皇陵の呼称は山科陵であって山の名がついていない
が、『日本書紀』ではそれをも山陵と称している。

山陵と称するのは、陵が山上に造られていたこともあったろうが、
その古墳自体がたしかに山を成していたからだ。墳丘面は葺石・貼
石されて輝き、あるいは幾重にも石垣がめぐらされたりして、側面
から見れば山としての景観を長く保っていたと思われる。現在のよ
うに樹木が鬱蒼と繁茂しているような景観など、もちろんありえな
かったのであるから。

筆者は、この「山」陵の守護に当たる職能集団を山部としたのだ
と推測する。大王または大王家の葬儀は土師氏が統括し、土師部が
その実務にあたる。だがそれは葬儀自体であり、山陵の築造と埋葬
までである。築造されたあとの山陵は、やはりだれかに守護されな
ければなるまい。一年でも放置しておけば草が一带に茂り、十数年
もすれば樹木が墳丘のすべてを覆ってしまう。築造したときのまま
に古墳の景観を保全するのも、山部の仕事だったろう。

『日本書紀』雄略天皇九年七月条には、

河内国言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻
也。伯孫聞女産兒、往賀聳家、而月夜還。於蓬菓丘誉田陵下、

蓬藁、此云伊致麻姑逢騎赤駿者。其馬時渡略、而龍轟。欵聳擢、而鴻驚。異体蓬生、殊相逸発。伯孫就視、而心欲之。乃鞭所乘銚馬、齊頭並轡。爾乃、赤駿超摠絶於埃塵、驅驚迅於滅没。於是、聽馬後而怠足、不可復追。其乘駿者、知伯孫所欲、仍停換馬、相辞取別。伯孫得駿甚歡、驟而入廐。解鞍秣馬眠之。其明旦、赤駿變為土馬。伯孫心異之、還覓菅田陵、乃見聽馬、在於土馬之間。取代而置所換土馬也。

とあり、応神天皇陵の上に立つ埴輪馬の間に、聽馬が見通せたという。つまり埴丘上に木々が繁茂して見通しがきかないというようなことは、古代を通してなかつたのである。

管理してこうした権威ある状態を保つ必要性もあるが、武力をもって守護しなければ、大王家の奥津城が破壊される危険性がある。とりわけて貴重であつたからこそ埋納することになつた副葬品も、その価値が高いがために掠奪・盗掘をうけかねない。とすれば大和王朝成立のはやい時期から、大王家の威信がかかつている奥津城の周囲に駐屯しつつ、その管理・守護にあたる人たちが設定されていはずである。

この山部たちはその業務内容の関係で武装していたから、おのずとまたすみやかに軍事氏族へと転身できたのだらう。

『拾芥抄』(尊経閣善本影印集成十七、八木書店刊)宮城部第十九・門号起事に、

門号起事 取佳名云々

陽明門	山氏造之	待賢門	建部氏造之	郁芳門	的氏造之
美福門	壬生氏造之	朱雀門	伴氏造之	皇嘉門	若犬甘氏造之
談天門	壬生氏造之	藻壁門	佐伯氏造之	殷富門	伊福部氏造之
安嘉門	海犬養氏造之	偉鑿門	猪養氏造之	達智門	丹比氏造之

とあり、山氏(山部氏)は宮城十二門を守護するいわゆる門号氏族である。この十二氏族は、大化前代より大王に近侍して守衛していたことに由来して、宮城の十二門にその名を残すことになつたといわれる¹⁵⁾。その意味では大王家の中核的な親衛軍である。そのなかに山部が入るには、山部が山の産物を貢上するという職能は合わない。「山部連は、山林からの食物を扱ふことで天皇の食事に関係して、たと考えられるが、さらには天皇側近の警護に当たるようになり、軍事的性格をも有した」(坂本太郎氏・平野邦雄氏監修『日本古代氏族人名辞典』の山部項)という解釈もあるが、不自然である。それならば膳臣氏・膳部の方がむしろもつと大王の身近に侍っているわけで、軍事氏族となりやすいはずだ。食材をもたらすだけでは、どう考えても膳臣氏より側に行けない。その点、山陵の守護からそもそも発した職能氏族なら、軍事的な性格を持ちやすく、大和王権の軍事担当→遠征部隊へと発展することも理解しやすい。近畿地方から中国地方にかけて分布を広げていくのは、こうした遠征部隊へと発展を遂げたときのことであつたらう。

山部としてのほんらいの職能に拘わってこうした分布になつてい
ると考えれば、また分布をそうしたものと見るべきだというのなら、
筆者の山陵守護説はおよそ成り立たない。しかしその氏族の分布が
もともとそうであつた、またはあるべき姿をそのまま残している、
と考えなければならぬわけでもあるまい。

たとえば物部氏の場合、物部の部民は東国にとくに多いがおおむ
ね全国に分布し、その一族の活動範囲は広く朝鮮半島にも及んでい
る。物部一族といえ、鹿鹿火・尾輿・守屋などをあげるまでもな
く、大和王権の中核的な軍事担当氏族として著名である。しかし物
部のおおもとになる「物」とは、武器または精霊であろうかという。
律令制下の刑部省には物部が配置されているので、もともとは武器
を携えて裁判を成り立たせる役割を負っていたのであろうか。こう
した物部氏ほんらいの像は、その分布とくに二次的に軍事担当氏族
となつたあとの分布からはとても復原・察知しえない。

山部も同じであつて、軍事氏族としては全国に討伐に派遣される
から、氏族はその痕跡をいろいろな所に残す。しかしその分布は、
氏族成立時のほんらいの役割と関わりがない。氏族員・部民の分布
はもちろんその一般論としては氏族の本質・内実などを窺うときの
おおきな手がかりとなるが、その氏族の性格または変化の度合いに
よつてはそうならない。なかでも軍事氏族に転身した場合は、その
分布の結果からほんらいの氏族の成り立ち・性格を窺うことがむず

かしい。軍事氏族となつたために船材となる材木や武器のもととな
る鉄を必要とするようになり、部民の山部をそれにふさわしい所に
おくからである。それは二次的な分布であり、ほんらいの姿を得る
手がかりにならない。

また『古事記』応神天皇段にある「此の御世に、海部、山部、山
守部、伊勢部を定め賜ひき」とあることから、海部と対応する性格
があつたはずだとするむきもある。しかしこうした伝説的な記事
がどこまで事実を反映しているか、はなはだ心もとない。

前掲の鳥養部の話では、朝廷の鳥官の養う禽を菟田の人の犬が囓つ
たので、刑罰として黥面を施した上で鳥養部にしたとある（『日本
書紀』雄略天皇十一年十月条）。これは黥面の風習が消えつつあり
また陋習・悪習と見なされるなかで、鳥養部の習俗を説明したにす
ぎない。だれもこれをほんとうにあつた話とは考えない。海部・山
部の記事も、そういう意味でこの記事からその設定時期が一緒であつ
たとか、対応するものとして置かれたとか、と考えなくてもよいと
思う。応神天皇の時代に、海部・山部の設置とともに吉野国主ども
の大贄奉仕の記事がある。すでにみてきたように、これは山部の設
定に対応するものとする意見がある。しかしそうした対応は、かな
らずしも明瞭でない。もし対応するというのならそうしたことがわ
かるように記事が配置されているはずであり、また海人は海部の設
定のあとで大贄を奉仕するのに、山部は設定の前に吉野国主が大贄

を奉っているのはおかしい。山部にかぎって贄の奉仕が部民設定のきっかけとなったというのならば、吉野国主には吉野山部の祖という注記でもせめてあるべきである。そして吉野は、山部の一つの中心的な場所であればなるまい。だが『和名類聚抄』によれば吉野郡は賀美・那珂・資母の三郷のみで、ぎやくに山部郷があるのは平群郡夜麻郷・広瀬郡山守郷・葛下郡山直郷である。吉野郡には伝説を裏付けするような地名などの痕跡が全くない。

以上、山部氏のほんらいの職務内容を推考してきたが、この臆測にはいささかの問題もある。

それは、山陵をサンリヨウまたは「ミサザキ」（『類聚名義抄』）と読み、山部をヤマベと訓むのならば、職務の名称がじかに繋がらないということである。山部が山陵に携わったためにヤマベと称したとすれば、対象となる山陵はヤマと訓まれるべきである。山陵がミサザキと訓まれたのなら、サザキベ（雀部）と称した方がより穏当である。山部と山陵を結びつけるには、陵が山陵と中国文字で書かれるようになったのちに、その山の字を日本語で読み、それを伴造・部民名とするという作業が必要になる。伴造・部民の名がいつ成立しそれぞれに付けられたのかにもよるが、山部と命名されるまでの間にいささか迂遠ないささつを想定しなければならぬ。あるいは、山陵をその見かけのままにヤマと呼んでいたという例が必要になる。いまそのどちらについても、よい回答案を用意できない。とりあえ

ずこの稿を閉じて、そのことは別考に譲ることとしよう。

本稿は、そもそも万葉古代学研究所・個人研究テーマ「古代吉野の研究Ⅱ」として着手したものである。それとの関係を附記しておく、そもそもは吉野郡に山部郷がなぜないのか不可解であった。吉野は通説によるならば山部がおかれるにまことに適した地であり、かつ『古事記』応神天皇段には、山部・山守部がおかれたと同時に、吉野国主があたかも山部として大贄を奉ってきたかのような記事が見られる。それなのになぜのちに山部が置かれなかったのか。そうした疑問から、古代吉野の研究の一環として山部の検討に時間をかけることになった。しかし追求の結果として吉野との関係が希薄になったので、副題に「古代吉野の研究Ⅱ」と記すことは避けることにした。

（二〇〇四年一月一〇日稿）

注

① 「部氏制の研究」（『日本古代史の諸問題』所収、思索社刊、一九四九年）に、第一類型の貢納型として分類された。

② 「Ⅳ篇系譜・伝承 七章倭王権による近畿周辺の統合」（『日本古代王権形成史論』所収、岩波書店刊、一九八三年）に、「山部というのは、朝廷の山川林野を管理する山守部（ヤマモリら）を統率して、鳥獣等の動物資源、材木や山の幸等の植物資源、種々の鉱物資源の貢納をもって奉

仕するトモと考えられるが、五世紀後半ごろにおける吉備の山部といえ
ば、それはやはり、「鉄生産集団」を主体とすると見るのが穏当であら
う」とある。

③「日本古代鉄生産集団支配に関する一試論」(『社会科』学研究) 九号、
一九八五年一月)

④「ヤマト王権と海部・山部」(『国史学』一四六号、一九九二年三月) 三
一頁。なお、本稿の研究史的な整理は、森田氏のまじめに負うところが
おおい。

⑤「大化前代の服属と新嘗」(『古代王権の祭祀と神話』所収、塙書房刊、
一九七〇年) 四四頁。

⑥「『天皇』の誕生と山海の政」(『美と新生』東信堂刊、一九八八年。の
ち『日本古代の社会と国家』所収。岩波書店刊、一九九六年) には、
「山海の政と食国の政が問題とされたのは、『古事記』応神段であったが、
これは『日本書紀』を含めた記紀の物語の展開上の要請からくることで
もあり、実際の歴史的事実を述べたものではない。しかし、大化前代の
王権史の一時期に、実際に統治上で問題になったと思われる」(七六頁)
とある。

⑦拙稿「古代の東国防人」(『古代の神々と王権』所収、笠間書院)

⑧森田氏、注④論文、四七頁。

⑨千本英史氏「樵夫VS・山守の事」(『日本文学』三九卷四号、一九九
〇年四月)

⑩上村武氏「木とくらし」(PHP研究所刊、一九七九年)

⑪上田正昭氏・森浩一氏「三日本神話の成立 考古学的アプローチの可能性」

性」(伊藤清司氏編『シンポジウム日本の神話(五)・日本神話の原形』
所収、学生社刊、一九七五年)のなかで、森浩一氏は「被に関していう
と、近畿地方の前期古墳と中期古墳はすべて高野槿で、例外はないとい
つていいほどのです。ところが、後期古墳の段階になると被が少なくなっ
て檜などが棺材に使われます」(一七九頁)とされた。また同氏著『古
墳文化小考』(社会思想社刊、一九七九年)二八頁。

⑫清水潤三氏「日本古代の船」(『日本古代文化の探求・船』所収、社会思
想社刊、一九七五年)。ただし古墳時代の遺例で、埼玉県南埼玉郡和土
村村国出土の丸木船は松材であった(同書六〇頁)。

⑬拙稿「万葉期における用材事情」(『天平の木簡と文化』所収、笠間書院
刊、一九九四年)参照のこと。なお、『延喜式』卷三十四/木工寮・作
瓦条に「焼雜瓦一千枚料、薪四千八百斤(柔埴加一千廿斤)」とあり、
男瓦・女瓦・堤瓦などの一〇〇〇枚を焼くのに、約三トンの薪が必要だっ
た。これは実験考古学でも証明されたという(大川清氏著『かわらの美』
〈現代教養文庫〉社会思想社刊、一三頁)。ちなみに、昭和修理後の
東大寺大仏殿の瓦は一〇万八二五〇枚であるが、天平期の大仏殿はさら
に壮大であったからいっそう多くの薪が消費されたことになる。

⑭拙稿「応神天皇の祖型」(『古代の王朝と人物』所収、笠間書院刊、一九
九七年)参照。筆者は、大和王権の第一次の祖先を応神天皇と考えてお
り、本人が実在したかどうかにかかわらず、その陵墓は壮大に造られたと
思う。書加龍の話はその意味で偶然でなく、応神天皇陵がひとときわ華麗・
壮大に造られていたことから生じた説話である。山部も、その呼称の成
立時期は別にして、内実は応神天皇を祖先と見なしたところに、応神天皇

陵に附属するものとして一括して設定されたと考えられる。

⑮ 井上薫氏「宮城十二門の門号と乙巳の変」(『日本古代の政治と宗教』所収、吉川弘文館刊、一九六一年)など参照。